

平成22年度定期監査の結果に基づいた改善措置等の状況

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を受けて改善措置等を講じた旨の通知を、市長から受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次
佐渡市監査委員 金子 健治

1 貸借契約について

ア 複数年契約について

(1) 指摘事項

地方自治法によって、自治体予算は予算単年度主義となっており、複数年の契約は原則的には認められていないが、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、また、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能となる。長期継続契約として認められるには、「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する」旨の条件を付す必要があるが、そうした条項のない契約が63件確認された。これらの契約は、地方自治法の趣旨に合致していないので、債務負担行為をするか、長期継続契約となるように契約を見直すか、いずれかの方法により改善すべきである。

(2) 改善措置等の状況

地方自治法の趣旨に合致するように、長期継続契約のひな型を示すなど周知を図る。

イ 自動更新条項について

(1) 指摘事項

いわゆる自動更新条項を付した契約が37件確認された。これは、翌年度の支出を義務付ける決定をその前年度に行うことになるので、債務負担行為が必要となる。

(2) 改善措置等の状況

自動更新条項を付した契約についても、長期継続契約の内容に切り替えるなどの指導を行う。

ウ 支払時期ならびに遅延利息について

(1) 指摘事項

契約書中に支払の時期、支払の遅延に対する遅延利息について定めのないものが見受けられた。政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、契約書に明示することが義務づけられている条項であるので、適正に処理すべきである。

(2) 改善措置等の状況

支払の時期、また支払の遅延に対する遅延利息について、契約中に定めるよう指導を行う。

エ 土地の返還に当たっての条件について

(1) 指摘事項

契約書に返還時の条件が明記されていないものが見受けられた。これは、借地の目的が終了し、返還する際に支障を来す場合があることが予想されるので改善すべきである。

(2) 改善措置等の状況

返還時の条件が明示されていない契約について、明示するよう指導を行う。

2 補助金について

ア 補助金事務手続きの適正化について

(1) 指摘事項

補助金とは公益上必要がある場合に限り支給できるものであり、その財源は市民からの税金等で賄われているので、その交付に当たっては厳格性、明瞭性が求められることになる。しかしながら、今回監査した補助金の事務処理において、手続きや書類審査に不備が見された。このことは、補助金交付事業が長期化し、事務が惰性化、形骸化しているということが一因となっているので、公正かつ効率的に補助金を執行するよう留意されたい。

(2) 改善措置等の状況

補助金交付事業が惰性化、形骸化することは財政運営上も最も避けなければならない問題であり、すでに行政目的が達成されたものや効果が薄れたものは削減をも進めなければならない。公正かつ効率的に補助金執行がされるよう指導を行う。

佐渡市監査委員事務局 ☎63-3112

新星学園 余暇ボランティア(無償)募集!

新星学園では、学校から帰ってきた子どもたちと一緒にスポーツやゲーム等をして過ごしていただける方を募集します。

活動の詳細について知りたい方、

ご協力いただける方は

新星学園にご連絡ください。



連絡先 新潟県新星学園 ☎22-2047

- 年齢 18歳以上の方で、性別は問いません
- 希望する曜日と時間
 - 月～金曜日：午後3時～5時
 - 土、日曜日：午後1時～3時
- 他の曜日や時間帯でも結構ですので、ぜひお願いします。
- ※ 職員と一緒に活動していただきます。